

秋田県地域生活定着支援センターからのお知らせ

秋田県地域生活定着支援センターの業務の紹介などをしていきます。ご一読いただければ幸いです。

令和5年度 第一回 被疑者等支援ネットワーク会議を行いました。(2023/09/05)

地域生活定着支援センターの業務は、大きく分けると、矯正施設(刑務所など)を出るときの支援(コーディネート業務、フォローアップ業務)と、被疑者・被告人段階の支援(被疑者等支援業務)、時系列に関わらず本人や家族、事業所からの相談を受ける相談支援業務があります。

刑務所を出てくる人が、必要な支援が受けられず、再犯をして再び刑務所に戻る率が高かったため、平成22年度から、全国で、地域生活定着支援センターが作られ、高齢又は障害があり、帰る家や頼る人がなく、福祉の支援が必要で、本人が更生の強い意志をもち、支援を受けることに同意している方の支援にあたってきました。受入先を調整し、支援者を集め、必要があれば介護や障害のサービス受給の調整をします(コーディネート)。出所後、地域での生活が落ち着くまで支援は続きます(フォローアップ)。

令和3年度から「被疑者等支援業務」が効わり、秋田県では、令和4年1月から開始されています。簡単に言うと、犯罪をして逮捕され身柄を拘束されたが「起訴されなかった人」や裁判にかけられたが罰金刑や執行猶予で「釈放された人」で、定着支援センターの支援対象要件に合う人(上記)の支援を、更生緊急保護の重点実施として、「被疑者・被告人段階のうちから開始する」ものです。刑務所にはまだ入りませんが、支援の内容に変わりはありません。

また、被疑者等支援業務の要件には当てはまらなくとも、被疑者・被告人の支援については、検察庁や保護観察所からの問い合わせや相談をうけて、相談支援として対応をしています。

被疑者等支援業務に関わる他機関との連携ネットワークの構築及び継続が厚労省から指示されており、秋田県では令和4年度から保護観察所・検察庁・弁護士会・県及び定着支援センターの五者で、「被疑者等支援業務推進ネットワーク会議」を設置し、定期的に協議を行っています。本年度は9月5日(火)に、令和5年度第一回被疑者等支援業務推進ネットワーク会議を行いました。

秋田県及び北海道・東北ブロックの他道県の、被疑者等支援業務の実施状況と、調整上の工夫と、今後に向けての課題、連携した関連機関等を紹介しました。また、秋田県の被疑者・被告人段階の方の相談支援について事例を報告し、各機関からの質疑応答が活発に交わされました。

関係機関にも、被疑者等支援業務の要件には厳密に当てはまらなくとも、被疑者・被告人段階の支援については相談支援として対応できる場合もあるので問い合わせしてほしいことや、実際に相談支援の案件は何件も行っていること、またもし、弁護士が接見で「福祉の支援が必要な人ではないか」と気づいたら、検察や定着に相談してほしい旨などを、お話ししました。

ネットワーク会議の活用方法や連携についての協議が行われ、「被疑者等支援」といっても、独立したものではなく、重層支援、生活困窮者の支援、高齢者の支援、障害者の支援と重なっていること、「刑務所を出た人」、「犯罪をした人」ではあっても、生きづらさを抱え、福祉の支援が必要な人であることに変わりはないことを、改めて確認しました。

(被疑者等支援業務の流れを、図でご覧いただけます)

被疑者等支援業務（更生緊急保護の重点実施）

